

あきた **北**

第
80
号

令和4年8月31日

法人会 だより

発行 公益社団法人秋田北法人会

秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター3F

TEL 018-845-8078 FAX 018-845-8025

<http://kitahou-akitalink.com>

E-mail: kitahou@galaxy.ocn.ne.jp

ホームページリニューアルにより
アドレスが変更になりました。



曙はすの会のはす園 (八郎潟町)

令和4年度

定時総会を開催

令和4年度定時総会が、6月2日(木)土崎港ホテル大和に於いて、秋田北税務署長 渡邊雅行氏をはじめ、来賓各位を迎え、開催された。

林会長のあいさつでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一部事業の中止や延期などがあったが、税務に関する説明会・実務セミナーの開催や、青年部会・女性部会が開催した児童に対する租税教育活動（租税教室、税の絵はがきコンクール）などは、皆様方のご協力により計画通り実施できたことを報告した。

また、「e-Tax」の利用状況と更なる利用推進と会員増強、昨年10月から登録申請が開始された「インボイス制度」を含めた税務セミナーなどを開催していくこと、加えて、法人会の助成金につながる福利厚生制度への推進協力もお願いした。

議事に入り、議案の「令和3年度事業報告・同収支決算」他は、原案通り満場一致で承認された。



(詳細は、当法人会ホームページで情報開示しております)

議事終了後、福利厚生の事業活動に功労のあった、大同生命保険㈱の加藤大推進員、蘭藤なつみ推進員及びツーウェイ・コミュニケーション代表の佐々木ひとみ推進員を表彰した。

受章おめでとうございます

全国法人会総連合功労者表彰

西宮 公平 氏 (常任理事)
山内 信人 氏 (監 事)

秋田県法人会連合会功労者表彰

渡邊 康衛 氏 (副 会 長)
安藤 晃 氏 (監 事)

東北六県法人会連合会功労者表彰

平野 久貴 氏 (理 事)

新入会員紹介 どうぞよろしく

正 会 員	代 表 者 名	法 人 住 所
(株)菅英佃煮本舗	菅 原 英 孝	潟上市昭和乱橋字古開119
税理士法人 佐藤・進藤	佐 藤 明	秋田市外旭川八幡田122-1
まめデザイン(同)	仙北谷 朋 子	秋田市将軍野南3丁目5-29

賛 助 会 員	代 表 者 名	法 人 住 所
三浦建築	三 浦 金 夫	男鹿市船川港南平沢字苗代沢22
サインテック秋田	佐 藤 利 文	秋田市飯島字砂田110-3



着任のご挨拶

秋田北税務署長 鎌田 俊一

このたびの定期人事異動で秋田北税務署長に着任いたしました鎌田でございます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様に心からお見舞い申し上げます。

公益社団法人秋田北法人会の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解と多大なご協力を賜っており、本紙上をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

出身は湯沢市で秋田県内の税務署には、これまで3署計4回勤務しており、秋田北税務署は平成26年の総務課長以来2回目の勤務となります。管内には親類や友人もいることから何かしらの縁を感じておりますので、前任の渡邊署長同様、どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、公益社団法人秋田北法人会は昭和26年4月の創設以来「良き経営者を指すものの団体」として、税知識の普及と地域社会発展への貢献を理念に、各種説明会の開催や租税教室への講師派遣、地域社会貢献活動に加えて、税制改正に関する提言など幅広い活動を展開され、法人会組織の増強を図るなど、輝かしい実績をお持ちになられております。特にここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う様々な制約の中においても積極的に取り組んでおられることに、ただただ頭が下がる思いです。

林会長様をはじめといたしまして、役員及び会員皆様方の不断のご努力に深く敬意を表したいと思っております。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済活動のICT化やグローバル化などにより大きく変化しております。このような状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課された使命を果たすためには、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とする税務行政のスマート化を目指す必要があります。その実現に向けて、申告・納付のデジタル化の推進等に取り組んできているところではありますが、こ

れらの取組を成しえるためには、e-Taxやマイナンバー制度の普及・定着が必要であり、貴会の皆様のご協力が不可欠であると考えておりますので、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、令和5年10月から導入される**消費税のインボイス制度**につきましては、昨年10月から「適格請求書発行事業者の登録申請」が開始されています。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります**が、現時点での秋田北税務署管内の登録状況は全国と比べ出足が鈍いと感じております。そのため、早期の申請と円滑な実施に向けて、税理士会や関係民間団体等のご協力もいただきながら、周知・広報に取り組んでまいりますので、これにつきましても引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、登録申請未了の方におかれましては、申請から登録通知の受領までの手続きがスムーズに行えるe-Taxのご利用を是非お願いいたします。

以上お願い事項ばかりではございますが、今後とも、皆様と十分に意思疎通を図り、更なる連携・協調を深めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

結びとなりますが、公益社団法人秋田北法人会の益々のご発展、会員皆様方の事業のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

自己紹介

前職 仙台国税局総務部主任税務相談官

趣味 歩くこと

楽天イーグルスの試合観戦(テレビ等)

秋田でやってみたいこと

ブラウブリッツ秋田とベガルタ仙台の試合観戦

教えてくれる人がいるなら「釣り」

税務署だより

《消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）に関するお知らせ》

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります

- インボイス制度が始まると、買手は、消費税の仕入税額控除のために、原則として売手が交付する**インボイス（適格請求書）**を保存する必要があります。
- インボイスには、**登録番号の記載**が必要です。
- 税務署へ**申請**を行うことで、**登録番号**を取得することができます。
(インボイスを交付しようとする売手は、申請が必要です。)



登録申請手続きはお済みですか？

登録申請手続きは、電子申請（e-Tax）でお早めに！

制度開始の令和5年10月1日から登録を希望される方は、原則令和5年3月31日が提出期限ですが、今後、申請手続きが非常に混み合うことが予想されますので、**登録を予定されている方は早めのご準備をお勧めしております。**

インボイス制度
特設サイト

税務署からでも申請できます！！

ご自宅からの申請以外にも税務署等で登録申請手続きをサポートする

「**登録申請相談会**」を開催しております！（詳しくは、P4をご覧ください。）



登録申請書の郵送による提出先

適格請求書発行事業者の登録申請書などのインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

名称	所在地	管轄地域
仙台国税局 インボイス登録センター	〒980-8430 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

この機会にぜひ登録申請を！

**要予約！
参加費無料！！**

各税務署では、制度の説明を聞いた上で登録したい方や登録申請手續にご不明な点のある方向けに、登録申請手續のサポートをする「登録申請相談会」を開催します。

登録申請相談会では、制度の概要の説明及び登録申請手續のサポートを行います。

開催日程などの詳細は、インボイス制度特設サイトの

「インボイス制度の説明会」でご案内している

国税局ホームページをご覧ください。か又は最寄りの税務署までお問合せください。

インボイス制度の説明会



(注) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見合わせる場合があります。

- 事業者団体が主催する会員事業者向けの説明会等に、「研修講師の派遣」を行っておりますので、ご希望があれば、最寄りの税務署へお問い合わせください。

- 「オンライン説明会」の動画（過去の説明会の模様）

説明会の模様



説明会の資料



**いつでも
視聴可能！**

✳️ **インボイス制度についての一般的なご質問は・・・** ✳️

チャットボットをご利用ください

「税務職員ふたば」がお答えします

ご質問を入力いただくと、AIを活用して
24時間自動でお答えします。

P3の「インボイス制度特設サイト」
からも、ご利用いただけます。

チャットは
こちらから



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署へ
事前予約をお願いします。

令和3年度 小学生「税の絵はがきコンクール」作品展示

秋田北法人会管内の小学校（15校）6年生より応募があった489通から選ばれた最優秀作品1点、優秀作品10点、秋田北税務署長賞1点と東北六県の優秀作品及び東北六県連で全体の優秀作品の中から選定した優秀作品を秋田市北部市民サービスセンター（キタスカ1Fロビー 3/14～3/30）に展示しました。

※秋田北法人会のホームページにも掲載しています。

※秋田北法人会の優秀作品は、秋田北税務署にも展示していただきました。

※「秋田北税務署長賞」は、3月4日（金）に土崎小学校を訪問して、校長室において、渡邊秋田北税務署長より受賞者（土崎小6年小林珠里亜さん）へ賞状と記念品を贈呈しました。



新設法人・決算法人説明会

◆ 4月26日（火）

対象：4・5・6月決算法人

◆ 7月27日（水）

対象：7・8・9月決算法人、新設法人

講師

秋田北税務署
館岡上席国税調査官 様
寺田 国税調査官 様



（ホテル大和）

租税教室開催

(青年部会)

租税教育活動の一環として管内の小学校(3校)6年生を対象に、税のDVD・1億円レプリカ等を使用しながら、税の仕組みや税の大切さについて勉強してもらった。

6月9日(木)



秋田市立土崎南小学校
講師 細川青年部会長

6月23日(木)



潟上市立追分小学校
講師 畠山青年副部会長

6月28日(火)



男鹿市立払戸小学校
講師 細川青年部会長

秋田北・南法人会合同セミナー

★デジタル化セミナー★

- 電子契約の概要と契約書作成の注意点

講師 行政書士 池田 有美氏
3月2日(水) 「イヤタカ」



★新入社員のための心がまえ研修会★

- 正しい価値観を身につける

講師 経営コンサルタント
古川 英夫氏
4月7日(木) 「秋田キャッスルホテル」



★経理実務セミナー★

- 経理業務のよくある疑問

講師 (有)マスエージェンツ
林 忠史氏
7月5日(火) 「秋田キャッスルホテル」



《 令和4年度税制改正 》

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

法人会では、昨年9月に「令和4年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限延長、中小企業向け税制措置の適用期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人課税

1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除外した上で、その適用期限が2年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和4年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されました。 また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置（資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可）についても、適用期限が2年延長されました（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

事業承継税制

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年延長（令和6年3月末日まで）されました。

地方税

1. 固定資産税の抜本の見直し

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年の全国の公示価格は、コロナの影響等により6年ぶりに下落した。こうした事態を受けて令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする措置が講じられます（都市計画税についても同様）。

その他

1. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されるとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等が行われました。



岩盤を乗り越えて！



ニュークリエイトマネジメント 代表 長井三郎

夢を求めて

「普通の会社と同じように、みんなが独立しないで勤め続ける美容室をつくりたい。」先輩たちが辞めて独立していくのを見ながら、藤村さんはそんな夢を描いていた。5年、東京の大手美容室で働いた後、夢を実現させる場を、ある地方都市に求めた。

その街の駅前に物件を見つけ、店舗設計を依頼したら所持金の5倍の金額を提示された。独立を勧められた知り合い社長に相談すると、「金がないなら、自分で作れ」と一喝され、「貸してくれるかも」という甘い思いを打ち砕かれ、現実の厳しさを思い知らされた。それは藤村さんを鍛える愛のムチでもあった。

建材の購入から工事まで、自分で出来る事は全てやり、工事は大幅に遅延したが、所持金の範囲内で何とか仕上げることができた。

見習いの子を一人採用し早速開店した。自分の強みのカットをスタッフにも徹底させ、幸い好評を得ることができた。3年間は無休営業を続け、ふえたスタッフは積極的に外部技術研修に参加させ、接客マナーの徹底とチラシの有効活用でお客様もふえ、6年目には2店舗目、7年目には3店舗目をオープンさせることができた。

多店舗展開

ある日、近くにショッピングセンターが開店すると、ローカル駅前商店街のお客様は激減し、美容室も打撃を受けた。「これからはショッピングセンターの時代になる」と考え、以来ショッピングセンターの開業にあわせ積極的に出店を重ねていった。同時に普通の会社らしく朝礼やミーティング、特に社員研修には力を入れた。

だが10店舗、20店舗とふえ続けるにつれて、スタッフの入れ替わりも激しく、年中採用、新規教育、定着指導をくり返し、人対策に追われた。

スタッフの技術向上のため企業内職業訓練校をつくり、発展させて美容訓練校も許可されたが、定着率は改善されなかった。

美容業界の構造的問題

そこには業界独自の問題があった。各々の美容室は美容学校卒業生をスタッフとして受け入れる。美容学

校では、国家試験の受験対策だけを学び、肝心の基本的なカットやパーマなどの技術は学んでこない。したがって採用後、給料を払って技術を教えなければならなかった。藤村さんのように技術指導に熱心な所は、閉店後夜9時から11時、遅いときは0時頃まで毎日指導した。

新人は技術を覚えるため夜遅くまで働き、先輩たちは新人の給料も店で支払うので、給料が少なくなる。「業界の低賃金と長時間労働を改善するには、美容学校が技術力のある美容師を業界に送り出さなければならない」と藤村さんは考えた。

美容専門学校の設立へ

そこで藤村さんは厚生省を訪ね、美容専門学校設立を相談すると、「県の窓口に行って指導を受けなさい」といわれた。県にいくと、「美容組合長の推薦状を提出せよ」といわれ、美容連合会に行くと、「厚生省の内諾書を提出せよ」といわれる。いわれた通り訪問すると、また次に先送りされる。

くり返す内に、美容学校は認めないという、行政と業界の岩盤規制のあることに気づかされた。

目の前に立ちはだかる厚い壁に、藤村さんは意気消沈する思いだったが、負けてはいられない。

社員だけではなく、業界のためにもこの壁を打ち破る」という熱い思いをかき立てるのだった。

時期を置きながらも厚生省に通い続けたが、年月は瞬間に過ぎていった。

それから10年が過ぎ、久しぶりに厚生省にいくと対応がまるで変わっていた。今までは入り口で指示を受けていたが奥のソファに案内され、係長が「県に連絡しておくので訪ねて下さい」とのこと。県にいくとこちらも丁寧に書類を説明してくれた。「美容学校をつくらせないのは違法である」、との判決が他県の裁判所でも出されたことが後で分かった。

その後1年程で設立申請書を提出し、不動産取得などの難問を解決しながら「理美容専門学校」を開設し、多くの卒業生が県内を中心とした業界で採用されるようになった。

まだまだ解決しなければならないことは山積しているが、藤村さんの美容グループは「普通の会社」と同じように、多くの人財が定着し、「より美しくより豊かに」を合言葉に日々成長を遂げている。



重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

きた東北支社 秋田営業部/秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル5F)
TEL 018-833-5121

AIG AIG損害保険株式会社

秋田支店/秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F)
TEL 018-801-2010

F-2019-1016(2019年8月27日)
19-073026 2021-8



アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック

秋田支社

秋田県秋田市旭北錦町5-50
シティビル秋田
Tel.018-863-9723

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。